

政策提言書

総務環境委員会

政策提言（概要）

高山市のまちづくり基本条例（仮称）を制定するため、情報共有と市民参加を基本に、全市民的な議論を進める準備委員会（仮称）を早期に設置することを提言する。

項目	内容
背景	<p>自治基本条例は、地方自治体の最高規範、または、他の条例制定の規範として位置づけられ、地方自治体の憲法とも言われている。また、その役割は、①住民が設立している自治体政府をどのように監督し、コントロールして運営していくかということと規定すると共に、②住民がまちづくりにどのように関わっていくのか、自治体構成員としてともに地方自治を担っていくことを規定するものとも言われている。</p> <p>委員会が視察した北海道ニセコ町では、自治基本条例について、「憲法その他国法に準ずべきものがなく、地方分権を進める中での新たな概念である。住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また、自治の本旨（住民自治及び団体自治）を法的側面から支える条例として期待される」と、その必要性を明らかにしている。</p>
目的	<p>自治基本条例については、平成28年9月議会で企画管理部長は「自治基本条例を検討するに当たりましては、市民参加や協働のまちづくりの考え方が広まっていく、その意識が醸成されていくということが何よりも重要であるというふうに考えております」と答弁している。</p> <p>一方、議会在平成30年11月に開催した地域別市民意見交換会では、地域自治組織とはどういうものなのか、町内会組織とまちづくり協議会組織との共存にはどういうことに主眼を置けばいいのかなどの疑問や意見が出された。</p> <p>高山市における住民自治に関する課題は、次のような内容といえる。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本一広域な基礎自治体である高山市における自治のあり方は・自治のあり方の中で、まちづくり協議会をどのように位置づけるのか・主権者である市民と、行政、議会、事業者・各種団体が、どのように協力してまちづくりを進めるのか <p>以上のような課題について、基本条例で規定する必要がある。また、高山市の現状にあった条例として、どのような基本条例にすべきかを考える必要がある。</p>
基本的方向	<p>まちづくり基本条例（仮称）の制定に向けて、情報共有と市民参加を基本に、全市民的な議論を進める準備委員会を早期に設置すべきである。</p> <p>なお、条例の制定にあたっては、市民をまちづくりの主体（主権者）とし、住民による自治（住民によるまちづくり）を実現するため、情報共有と住民参加を柱とした内容を規定すべきである。</p>

	<p>また、地域共同社会を実現するためには、地域住民への分権（地域自治組織への権限委譲）と行政内部での分権（支所への権限委譲）の視点が重要である。地域に与えられた権限を行使する団体（まちづくり協議会）の位置づけを明確に規定すべきである。</p> <p>さらに、主権者である市民、行政、議会だけでなく、事業所をはじめ各種団体のまちづくりへの協力について位置づけを明確にすることが必要である。その地域に住んでいる市民、その地域で事業を営んでいる事業者や団体が地域のために協力すること、そして、それを全体の奉仕者として行政と議会が支える関係を規定すべきである。</p>
<p>財政の見通し等</p>	
<p>その他</p>	